

私立認定こども園（教育利用）・
幼稚園（新制度移行）利用者用

令和6年度

幼児教育・保育の無償化 のご案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課
（秦野市役所本庁舎2階）
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
電話 0463-82-9606（直通）

1. 幼児教育・保育無償化について

子育て世帯を応援するため、「改正子ども・子育て支援法」が施行され、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

無償化の対象となるためには、条件や必要となる手続きがありますので、最後までご一読いただきますようお願いいたします。

2. 無償化の対象となる費用について

(1) 利用者負担額（保育料）

① 対象者

施設を利用する満3歳から小学校入学前のすべての子ども

② 無償となる金額

● 月々の利用者負担額（保育料）全額が対象となります。

● 通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者の負担になります。ただし、給食費のうち、副食費については免除制度があります。詳しくは6ページをご覧ください。

③ 手続き

新たな手続きは不要です。

(2) 預かり保育料

① 対象者

保育を必要とする理由（4ページ（2）参照）があると認定を受けた満3歳から小学校入学前の子ども（満3歳児については市町村民税非課税世帯のみ）

※ 満3歳児とは

3歳の誕生日の前日から、3歳になって迎える最初の3月31日までの間にある子ども

② 無償となる金額

● 月額上限11,300円

● 「預かり保育料」と「無償化の限度額（日額450円×利用日数）」とを比べて低い方の額

例1) 預かり保育料5,000円/月、利用日数15日/月の場合

預かり保育料	5,000円	
無償化の限度額	6,750円	450円×15日
無償となる金額	5,000円 (5,000円<6,750円)	<u>全額無償化</u>

例2) 預かり保育料 8,000 円/月、利用日数 12 日/月の場合

預かり保育料	8,000 円	
無償化の限度額	5,400 円	450 円×12 日
無償となる金額	5,400 円 (8,000 円>5,400 円)	<u>一部無償化</u>
保護者負担額	2,600 円	8,000 円-5,400 円

③ 認可外保育施設等との併用

お通りの園で実施する預かり保育が平日 8 時間未満（教育時間含む。）または年間開所日数が 200 日未満である場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

預かり保育以外に認可外保育施設等の利用をご検討される場合は、「認可外保育施設等利用者用の案内」も併せてご確認ください。

※ 認可外保育施設等とは

認可外保育施設、ベビーシッター、事業所内保育施設、一時預かり事業、病（後）児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

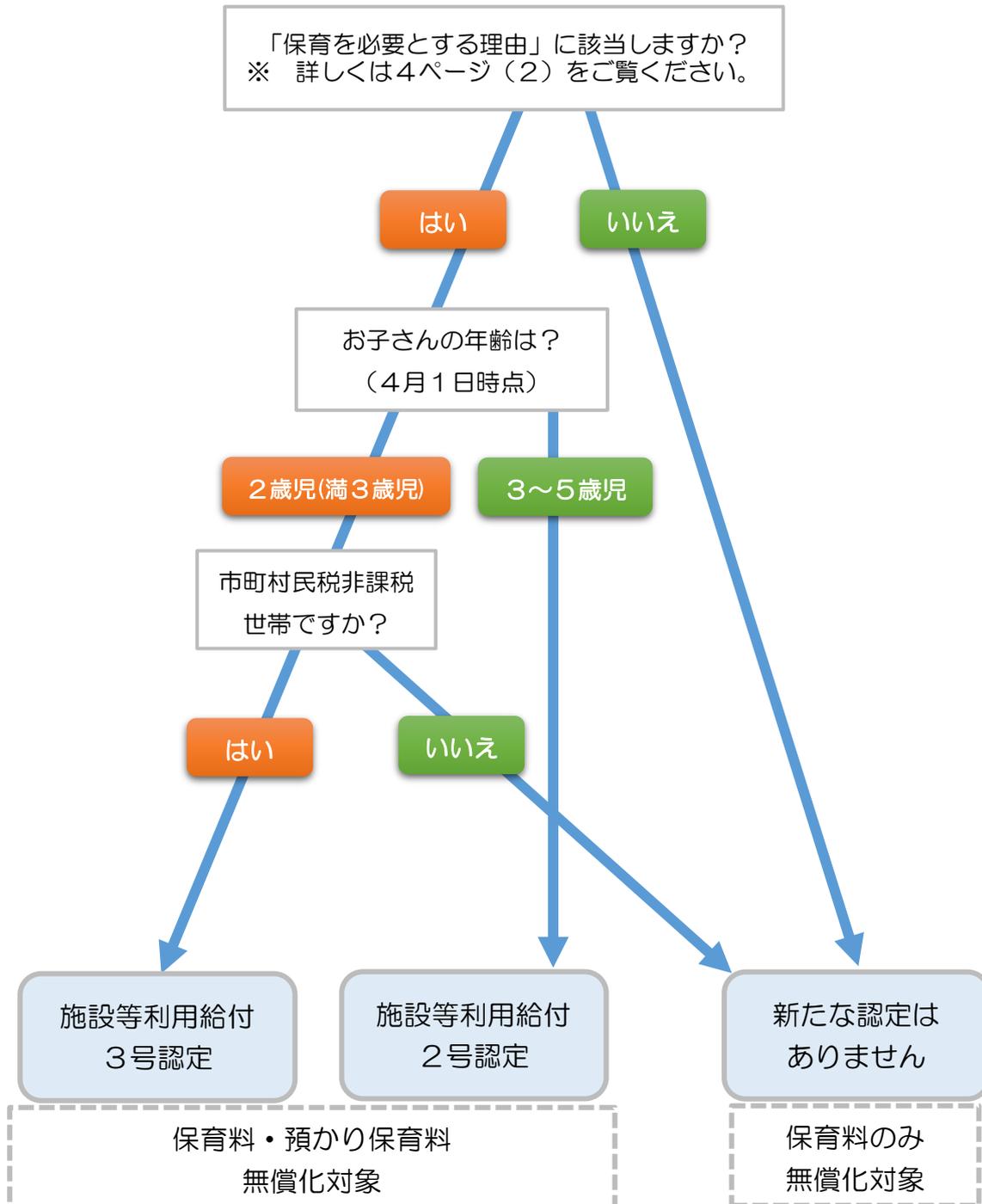
④ 利用料の精算

利用料については、施設へお支払いください。3か月ごとに施設から請求書類が発行されますので、必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。提出後、1か月程度でご指定の口座に振り込みます。

3. 預かり保育料の無償化に必要な手続き ～認定申請について～

(1) あなたに必要な認定は？

預かり保育料が無償化の対象となるためには、施設等利用給付2号認定または3号認定を受ける必要があります。年齢や要件により対象となる認定種別が異なります。



(2) 保育を必要とする理由

保護者が次のいずれかの状況にある場合、保育を必要とする理由があると認められます。(父・母それぞれに必要です。)

No.	保育を必要とする理由	保護者の状況
1	就労	1日4時間、週4日(日曜日を除く)、月16日以上働いている
2	妊娠・出産	産前産後(予定日の8週間前(多胎妊娠は10週間前)の日の翌月から、出産後8週の日月末まで)
3	疾病・障害	家庭での保育が困難な病気・障害がある
4	介護・看護	同居の親族を常時介護または看護している
5	求職活動	継続的に求職活動を行っている(認定期間は最大2か月)
6	就学	学校や職業訓練校等に通っている
7	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧にあたっている
8	その他	その他市長が必要と認める場合

※ No. 4、6については、就労と同様の時間条件が適用されます。

(3) 認定申請の方法

施設等利用給付2号認定または3号認定に該当する方は、次ページに記載されている書類を利用開始希望月の前月末日までに保育こども園課へご提出ください。なお、新年度4月からの認定申請については、お通りの幼稚園や認定こども園等に提出していただく場合があります。

(4) 提出書類

① 施設等利用給付認定（変更）申請書兼現況届

記入例を確認のうえ、記入してください。

② 保育を必要とする理由を確認する書類

（父・母それぞれに必要です。）

No.	保育を必要とする理由	提出書類
1	就労	就労証明書【様式あり】 ※ 新規に就労する場合は、入所月から3か月の就労時間等を見込みで記載してください。 ※ 自営業、親族の経営する事業に従事している場合は、第三者証明(税理士等の署名または民生委員の調査書【様式あり】)、または確定申告書や開業届等の自営業に従事していることが確認できる書類の添付が必要です。
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と分娩予定日記載ページの写し
3	疾病・障害	医師の診断書（保育が困難であること、その期間の記載が必要です。）、障害者手帳等
4	介護・看護	医師の診断書等、申立書・スケジュール表【様式あり】
5	求職活動	申立書【様式あり】
6	就学	在学証明書、時間割表等
7	災害復旧	罹災証明書、申立書【様式あり】

◇注意事項

- (1) 新年度4月からの認定申請の場合、就労証明書、診断書等の証明書類は、10月以降に発行されたものを提出してください。5月以降の認定申請の場合は、申請の締切日現在で、発行後2か月以内のものを有効とします。
- (2) 育児休業から復帰することを理由に認定申請をする場合、認定開始月の末日までに復職証明書を提出してください。提出されない場合、認定は取消しとなります。
- (3) 離婚調停中で配偶者と別居している場合は、裁判所からの通知や弁護士等の証明書等を提出することで、配偶者の保育の必要性を確認する書類が不要となります。

4. 副食費の免除について

(1) 対象者

給食費は保護者の負担となりますが、そのうち副食費については、次のいずれかに該当する場合は、免除の対象となります。

- ① 年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割額 77,101 円未満）の世帯の子ども
- ② 所得に関わらず第3子以降の子ども
上のお子さんは、小学校3年生までを数に含めます。

(2) 免除となる金額

月々の副食費全額が対象となります。

(3) 申請方法

新たな手続きは不要です。対象者には後日通知します。

なお、副食費免除の判定にあたり、次の状況によっては、市町村民税課税証明書の提出をお願いすることがあります。

No.	状況	提出書類
1	令和5年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和5年度市町村民税課税証明書（4月～8月までの副食費免除判定に必要です。）
2	令和6年1月1日時点の住民登録が指定都市にある	その指定都市で発行される令和6年度市町村民税課税証明書（9月～3月までの副食費免除判定に必要です。） ※ 令和6年6月頃から取得可能です。

※ 指定都市とは

横浜市や川崎市、相模原市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市等

5. 関連ページ

幼児教育・保育の無償化	認定申請・請求方法について
	